

大分工業高等専門学校と教育研究等交流・協力に関する協定を締結

3月15日（火）に大分工業高等専門学校との教育研究等交流・協力に関する協定締結の調印式が大分大学工学部で行われました。

調印式では、協定概要の説明があった後、豊田工学部長と古川校長がそれぞれ協定書に署名し、固い握手を交わしました。署名後、大分大学工学部長および大分工業高等専門学校古川校長から挨拶があり、滞りなく調印式を終えました。

今回の協定締結を期に、今後更に両校の教育研究等交流・協力の発展が期待されます。



大分大学工学部・大学院工学研究科と大分工業高等専門学校との
教育研究等交流・協力に関する協定書

大分大学工学部・大学院工学研究科と大分工業高等専門学校は、教育・学術研究その他の協力関係を推進するため、次のとおり教育研究等交流・協定を締結する。

第1条 大分大学工学部・大学院工学研究科と大分工業高等専門学校は、それぞれが教育・学術研究その他の事業を推進する上で必要とされる分野において、次の事項に関する交流・協力を行うものとする。

- 1) 講義、合同研究発表会及び共同研究等の実施並びにこれに伴う学生及び研究者の交流
- 2) 両者が相互に関心を有する分野における情報及び資料の交換
- 3) 上記1) 以外の学生及び研究者の交流
- 4) その他両者の発展に必要なと認められる事項

第2条 この協定に基づく交流・協力を実施するに当たり必要となる事項については、その程度両者で意見の交換を行い、調整するものとする。

第3条 本協定は、両校の代表者による署名完了の日に効力が生じるものとし、5年間有効とする。

2 本協定の有効期間満了日の6か月前までに、両校により本協定の更新・廃止について協議するものとする。

第4条 この協定書に定めるもののほか、必要事項については、両校の趣意により別に定める。

第5条 この協定の定める事項に抵触が生じた場合又は目的の必要がある場合は、両者の協議の上、変更することができるものとする。

この協定の締結の証として、協定書2通を作成し、それぞれ署名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年3月15日 平成28年3月15日

国立大学法人大分大学
工学部長 工学研究科長

独立行政法人国立高等専門学校機構
大分工業高等専門学校
校長

豊田 昌教 古川 研徳